65歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について

平成20年2月

先の評議員会で、都道府県柔道連盟(協会)から、65歳を超えた公認審判員の活用について要望と提案があったことについて、担当の審判委員会ならびに総務委員会により検討した結果、以下のとおり審判活動に関する措置を設ける。

基本的には、その審判活動の許可等については各都道府県柔道連盟(協会)の自主的な判断に任せることとし、本連盟公認審判員制度とは切り離し、下記ガイドラインに沿って取り扱うものとする。

記

- 1. 審判活動ができる対象者は、本連盟公認ライセンス(A・B・C)保持者だった者で、66歳以上70歳までの者のうち認可を受けた者は、「定年」前に保持していたライセンスのエンブレムを着用することができる。
- 2. 対象者としての審判員の適性判断は、所属の都道府県柔道連盟(協会)で行い、 審判活動の認可を与える。
- 3. 認可を受けた対象者は、所属の都道府県柔道連盟(協会)内に限定して審判活動を行うことができる。
- 4. 認可を受けた対象者は、本連盟「公認審判員賠償責任保険」に加入しなくてはならない。
- 5. 所属の都道府県柔道連盟(協会)は、審判活動を許可した対象者としての審判員の名簿、及び公認審判員賠償責任保険の保険料を、当該年度の6月までに、全日本柔道連盟事務局総務課に届け出ること。

以上

公益財団法人 全日本柔道連盟